

寝屋二丁目・寝屋川公園地区 まちづくりだより

発行：寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会

2023/4
第5号

■事業化検討パートナーと

まちづくり勉強会を開催致しました!

令和5年3月25日(土)午前10時から寝屋川市立宇谷小学校の体育館において、まちづくり勉強会(第1回)を開催いたしました。

【会員102名のうち、出席36名】

まちづくり勉強会では、事業化検討パートナーの清水建設(株)とともに、昨年の11月の役員会からこれまで協議検討してきた土地利用計画(素案)の検討内容を説明し、協議会会員の皆さまと情報を共有するとともに、道路配置(架橋)の検討案を含む土地利用計画(素案)の検討内容について数多くのご意見をいただきました。これらいただきましたご意見は今後の役員会で検討していきたいと考えております。まちづくり勉強会の質疑応答については議事要旨としてまとめておりますのでご確認ください。



〈辻本会長からご挨拶〉



〈勉強会の様子〉

まちづくり協議会では、今後の取組みとして『土地利用等に関する意向調査』をゴールデンウィーク期間中に実施したいと考えております。

土地区画整理事業による所有地の将来土地利用意向のほか、たち川を横断する架橋について、また個別面談をご希望されるかなどのご意向を確認させていただき意向調査と考えております。

ご家族の方とお話合いのうえご回答いただければ幸いです。ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

この意向調査を実施する前に、協議会会員の皆様に知っていただきたい内容として、まちづくり勉強会では下記6項目について説明させていただきました。

勉強会テーマ：土地区画整理事業の仕組みについて！

① 換地の仕組みについて

土地区画整理事業の換地の組み合わせとして、所有地が1筆であっても複数の土地活用の選択肢が可能となります。

② 共同借地する場合の短冊換地について

多数の方と共同で借地を希望される場合、細長く短冊形の土地形状で換地することになります。

③ 共同借地と共同売却のそれぞれの留意点

共同借地した場合や売却した場合、税金や諸費用など一般的な留意事項をご説明いたしました。

④ 賃貸、売却した場合の税金について

あくまでイメージではありますが、数値を用いてご説明いたしました。

⑤ 納税猶予地の取扱いについて

納税猶予地のままでは売ったり、貸したりすることができず、売ったり貸したりするには、納税猶予税額を納付する必要があります。

⑥ 生産緑地制度と特定生産緑地制度について

土地区画整理事業に伴い市街化区域に編入されることとなりますが、生産緑地制度を活用することで一定の条件を満たすことで税制措置が受けることができます。

また、ご不明な点等ございましたら事務局までご連絡いただきますようよろしくお願い致します。

お問い合わせ先：寝屋二丁目・寝屋川公園地区まちづくり協議会（寝屋川市まちづくり推進課）

※令和5年4月よりまちづくり推進課へ業務を移行しました。

担当：濱田・藤本 TEL：072-825-2409（直通）（平日9時～17時）

<ご不明な点やご意見・ご相談等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。>